

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会会議録

日時：平成28年9月7日（水）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：県庁11階 第二会議室

配布資料

- 資料1 各特定鳥獣管理計画達成状況及び次期管理計画改定方針（案）
- 資料2 平成28年度各特定鳥獣に関する各種データ
- 資料3 「次期各特定鳥獣管理計画策定方針（案）について」各部会における主な意見
- 資料4 平成27年度各特定鳥獣管理事業実績報告書（案）
- 資料5 平成28年度各特定鳥獣管理事業実施計画書（案）
- 資料6 「平成27年度各特定鳥獣管理事業実績報告書（案）」及び「平成28年度各特定鳥獣管理事業実施計画書（案）」について各部会における主な意見
- 資料7 平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）（案）
- 資料8 平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）（案）
- 資料9 「平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）（案）」及び「平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）（案）」に係る各部会における主な意見
- 資料7・8の参考資料 鳥獣捕獲の枠組みの違い

1 開会

（始めに、事務局が開会を宣言し、委員13名を紹介）

- 2 挨拶（伊澤委員長）：8月の台風に象徴されるように、昨今予期せぬ自然災害が日本列島を襲っている。それらは予想できなかったため、災害の規模も大きなものとなった。

同様の現象が生き物の世界でも起こっていることは間違いないが、彼らにとっては生きていく上でごく当たり前のことで、それが私たちにとっては予期せぬ事態と映っている。それに対し、私たちに求められているのは、人だけが持っている未来への創造力ではないでしょうか。そのような観点から、本日は時間的制約があるが、私たちにとって身近な存在になっておりますクマやシカ等、4種類の動物への対応、対策について御意見を願います。

（事務局が配布資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員16名中13名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。）

事務局：以降の進行について、伊澤委員長に願います。

3 審議事項

- (1) 次期各特定鳥獣管理計画策定方針（案）について
- (2) 平成27年度各特定管理事業実績報告書（案）及び平成28年度各特定鳥獣管理事業実施計画（案）について
- (3) 平成28年度指定管理鳥獣捕獲等実施計画（イノシシ・ニホンジカ）（案）について
- (4) その他

伊澤委員長：では、(1)次期各特定鳥獣管理計画策定方針(案)について議事に入りたいと思います。なお、各策定案につきましては、すでに各部会において審議されております。その内容について事務局から説明いただき、質疑に移りたいと思う。

事務局：(資料に従い説明)

伊澤委員長：まずは、ニホンザルについて御意見・御質問はあるか。

玉手委員：(次期計画では)蔵王町を追加するとあるが、これは新しく群れができたのか。

事務局：蔵王の方で被害をもたらす群れが出たという話を聞いている。

伊澤委員長：川崎町から遊動域を広げて、蔵王町で被害を起こしている。特に、蔵王町では果樹の被害が多いと農業関係者から聞く。群れが蔵王町にずっといるわけではないが、被害対策に加わってほしいということで追加された。

ニホンザルの計画対象区域は、新計画でも9市町とあるが大崎市を外し、蔵王町を追加するという解釈でよいか。

事務局：その通りである。

亀山委員：ニホンザルについては、皆の努力により被害額及び被害面積があまり増えていない。しかし、生息頭数は増えており、相当な捕殺がなされると思われる。被害額等があまり増えていないということであれば、それを加味しながら捕殺の計画も考えてほしいと感じた。

農業被害が少なくなったということは、おそらく追い上げの効果も出てきているとは推測している。

八嶋委員：被害額が減ったということであるが、サルによる被害が多すぎて作物が作れない状態にある。そのため、被害額も少なくなっていると考えている。

現在、七ヶ宿町や大河原地区では、果樹等が全く作れない。いくらネットを張っても防除できない。ニホンザルもイノシシもそのような状況なので、その点を理解した上で協議してほしい。

伊澤委員長：では、そのことも新計画作成の際に十分検討してほしい。特にニホンザルとイノシシについて話に出たが、各部会にも申し伝えることとする。他にないようであれば、次にイノシシについてお諮りする。

早坂委員：資料1の10ページ、被害金額が減っているとあるが、八嶋委員の話にもあった通り耕作放棄しているためではないかというのはその通りだと思う。親戚に山元町坂元で寺をやっている者がいるが、今年は特に檀家さんからイノシシ被害の相談が多く入っているという。ジャガイモを作っても掘り返されてしまうため、耕作放棄をしている。寺の方でも墓地を掘り返されてしまう。大きな穴を掘られるため、人が入っては危ないと思うくらいである。

檀家さんで一人暮らしをしているお年寄りも、昼夜問わず庭に出没して走り回っているので恐ろしいと言っている。農地に関しては被害保障されるが、そのような一般的な被害に対する対策はどうなっているのか伺いたい。

事務局：生活被害等について、土地・建物に関しては所有者や土地管理者が防除対策をしてもらうことにな

る。生活被害に関する相談先については、各市町村への相談になるかと思う。

早坂委員：寺院のため、檀家さんからの相談事も住職が行政と協議するということになるのか。

事務局：実害が出ているということであれば、有害鳥獣捕獲（許可申請が必要）は農地に限らず実施できる。
ある程度の被害防除を行うことは必要と思うが、そのあたりは役場と相談してほしい。

早坂委員：了。

伊澤委員長：他にあるか。

八嶋委員：イノシシは毎日自宅の庭に出ている。農作物に限らずグラジオラス等の花卉も全滅である。事前に送付された資料7の「平成28年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）（案）」を読んできたが、まだほとんど被害が出ていない大崎市や栗原市を対象としているのか。この計画の対象を仙南地域とすることはできないのか。一番被害を被っている地域で計画した方が一日の捕獲数も一日で何頭、何十頭と増やすことができると思う。毎日大変である。

最近では保育園の園庭にも出ている。園庭は、放射性物質のセシウムの対策のために芝を植えたが、それすら掘り返されてしまう。小学校の校庭もイノシシの通り道になっており、授業にならない。その小学校の下に田を持っているが、何を植えても被害に遭っている。今年は、白石市の方でクワイモを特産にするとの働きかけがあり、植えてみたがやはり収穫に至らなかった。

そういう状況なので、大崎市や栗原市ではなく一番出没が多い地域で平成28年度の指定管理鳥獣捕獲等事業を行ってほしい。

事務局：指定管理鳥獣捕獲等事業の目的と自治体の役割がある。イノシシの捕獲について、仙南の方が多く苦勞しているのは承知している。イノシシの場合は、仙南の各市町村で有害捕獲又は個体数調整、あるいは農水省の事業を使つての防除等、ずいぶん取り組まれている。イノシシの被害が広がっている仙南の地域も大事と考えているが、県としては広域的な視点に立って、これ以上イノシシが広がるのを防ぐため、主に県北の地域で広がらないように初期の段階から捕獲を目指した事業に取り組んでいる。

事業、区域等については、そういった状況等もあるので随時、取り組み方については検討していきたい。各事業等との棲み分けも考えつつ、この事業で県は広域なところを行っている。

八嶋委員：今の説明は資料7に記載されていたので理解している。しかし、事務局は被害に遭っている現場を確認したことがあるのか。ひとりひとり伺いたいところである。農家の生産量が少なくなっているところで、資料なり写真なり見て現状を把握しているのか。

仙南の理事会に出て報告するが、仙南は全地域でイノシシが出ている。広がらないために捕獲するという考えだが、では、広がった地域はどうするのか。イノシシ被害が広がって苦勞している農家に対して、県の対策はどうするのか。

それとも、自身が研修を受け、くくりわなの許可を取って捕獲してよいのか。

事務局：捕獲については、狩猟免許が必要となるので免許を取って有害捕獲許可を得た上で行うのであれば問題ない。農業被害が増大している分については、農産園芸環境課の担当になるので詳細はそちらから説明をお願いする。県としては一体となって、捕獲と環境整備と防除とで減らす努力をしている。

事務局（農産園芸環境課）：今現在出ている農業被害については、国の方でも非常に重く見ており、今年度も

予算を拡張している。捕獲にかかる部分、侵入防止にかかるワイヤーメッシュや電気柵については、農家の負担を軽くするため資材費を定額支給とし、地元の方が設置する際には全額を国が補助している。現在被害が出ている部分については、市町村を通じて県が農業被害対策交付金を中間補助している。被害が出ている部分は行政の部分、地域の方々にはぜひ市町村に相談してほしい。交付金については県側もアピールしているので、地域の方々で一体となって対策についてご活用いただきたい。

八嶋委員：了。白石蔵王駅の東側の田んぼに電気柵を張っている。今のイノシシは賢いので山へ逃げず、道路をまっすぐ逃げていく。そういうことも考慮して考えてほしい。交付金については了解した。

伊澤委員長：先ほどのニホンザルの件、イノシシの件、いずれも被害が多いため耕作を放棄する事態となっている。その点はもう一度部会内で検討すべき問題だと思う。単に被害が減ったというわけではないこと、客観的に評価が必要である。

早坂委員：先ほど申し上げた坂元で農業被害にあっている方々は、交付金の話を知らないと言っていた。農家さんの個人個人までは情報が届いていないが、どういう形でアナウンス等を行っているのか。収穫ができないという話ではなく、種芋などの段階で掘り起こされてしまう。

事務局（農産園芸環境課）：当課では市町村向けの広報を行っている。毎年、各市町村の担当者呼んで担当者会議を開催し、交付金制度の説明を行っている。一部の市町村では、農林水産部で防護柵の補助を独自に行っている。こちらとしても広くアピールしてほしいとは伝えているが、市町村の中でどの程度まで行っているかは把握できていない。

また、県では制度の変更や追加についても説明会や資料送付することで周知を図っている。

二階堂委員：栗原市については市の広報誌に掲載し、電気柵の設置については1/2の補助を行う旨、周知している。広報誌は全戸に配布する。また、被害状況を現地に確認しに行くので、その際も説明している。

伊澤委員長：具体的にはまだ様々な問題が残っていると思われるが、被害防除の方法・援助のこと、また、どのような手続きがあるのか等、事務局の方で整理してほしいと思う。

今出た皆様の意見は部会にお伝えすることとし、イノシシについてご了承いただきたいと思う。では、次にニホンジカの計画についてお願いする。

伊澤委員長：今のところニホンジカはイノシシと違って山の奥へ奥へと拡張しているので、山の高山植物等の方が心配でもあるが、人の生活との摩擦はイノシシに比べたら少ない方ではないか。何か御意見あればお願いする。

玉手委員：シカの場合は大規模捕獲や効率的に捕獲する方法が開発されている。資料1の21ページでは『先進的な捕獲、技術の向上』とあるが、具体的にはどのような捕獲方法を考えているのか。例えば、アルパインシステムのようなものや誘引して群れごと捕るようなことを想定されているのか。

事務局：事務局として考えているのは、忍び猟、シャープシューティング、いわゆる誘引捕殺、また、AIゲートを使った囲いわな、箱わな等があるので、各地域で使用されている新しい技術もあるので、それを試しながら、県に合った方法を検討していきたい。

特に石巻地域では、銃猟での捕獲のみで、わな猟は行っていない。銃猟だけやっているとスマートデ

ィアが増え、捕獲しづらくなるのでわなとの併用を将来的には進めていきたい。

伊澤委員長：他にあるか。特にないようなので、続いてはツキノワグマについて願います。

亀山委員：ツキノワグマについても被害面積、被害金額ともに少なくなっている。しかし、生息数が増えていて捕獲頭数を生息数の8%から12%に引き上げる案となっている。これはいかがなものか。確かに、ツキノワグマは怖い存在ではあるが、西日本では絶滅危惧種となっている。

また、日本は高齢化が進んできていて、農作業する人もお年寄りが増え、後継者不足になっている。限界集落という言葉もあるが、昔はそういった地域では庭先で犬を放し飼いにしていた。それにより、クマを人の生活圏から遠ざけていたと思うので、昔の慣習に倣ったそういう試みもされてはいいか。

それからもう1点は、自身の話になるが、野生動物に携わるようになってから山を買ってドングリやクリの植栽を行ったりしたが、地元の方々がみな収穫してしまった。里山の場合はそれでいいかとは思いますが、クマによる人身被害事故は、山に入った人が藪等に潜んでいるクマと出会い頭に遭遇することによるものようだ。藪をなくすことは難しいかもしれないが、国の補助金等で藪の刈り払い事業等を援助してもらえたらと思っている。議員の方々に働きかけたり、ボランティアの方々を集めたりして、里山の麓周辺の下草を刈って緩衝地帯を設けていかなければ、今後も被害は減らないのではないか。

また、先ほど委員から農業被害を受けている話が出たが、9割くらいは共済保険から出るのではないか。

自身もペット関係の仕事をしているので事故に備えて共済保険に入っている。そういうのを活用してはいいか。

八嶋委員：共済の話が出たが、農業被害に関しては田の3～4割以上の被害が出なければ対象にならない。

共済には入っているが、毎年掛け捨てとなるし、台風で稲がべったり倒されなければ保障されない。また、田の草刈りの話があったが、年に5回やっても追いついていない。そのくらい実施しなければ、作物は育たない虫に食われて作物を提供できなくなる。それくらい農家は一生懸命やっているのだから、ここで皆様に審議いただき、少しでも鳥獣の被害がなくなるよう審議をお願いしたい。

伊澤委員長：事務局から願います。

事務局：生息数の中央値が増えたことによる捕獲数の関係について、県としては積極的な捕獲を進めていく必要があるとは考えていない。今までは、4年間で200頭を捕獲することとしていたが、生息数の推定値で1,669頭になったことで、環境省が示しているガイドラインの基準に基づいて考えた場合に、捕獲できる頭数が年間200頭までは上限が増えたが、実際に捕獲するかは別である。

決して200頭捕らなければいけないという話ではなく、捕獲可能な頭数の幅が上限200頭ということで広がったということである。生息頭数の推測値からそのような上限値が出たが、実際に200頭捕ろうとして捕れるかということ、それは難しいと考えている。

県としてもやみくもに捕獲していこうという考えではない。ただ、生息数の増加も予測されているところであるので、クマが山にいる分には問題ないが里に下りてくれば被害を及ぼす可能性があり、その場合は被害防除のための捕獲も考える必要が出てくる。里山等の利用方法の提案をいただいたが、山に住む野生鳥獣が里に降りて来ないように緩衝帯を設ける仕組みは検討していきたい。予算の面については、機会があれば国の方にも働きかけていきたい。現状、前計画から変更のあった点については新計画に反映させ、なおかつ、人とクマとが共存していけるようなことを検討していきたい。

伊澤委員：他にあるか。

玉手委員：イノシシ、クマ、サルすべてに言えることだが、行政は県境で別れているが、動物の群れに県境は関係ない。ここの被害を減らすといたったときにどういう地域で取り組んだらよいかと考えている。

クマに関しては、調査結果を報告している。宮城県のクマは南奥羽の個体群で、山形とほぼ一体となっている。宮城県で捕獲上限を200頭としているが、実際には宮城県だけで個体数が変動しているわけではない。県で計画は立てているが、イノシシと同様で、隣接県との連携を図って情報交換をしながら進めてほしい。県南は鳥獣被害で苦勞する地域であるが、実際には丸森町も福島県も地域的に同じで、宮城県でいくら捕獲を行っても福島県から供給されるだけなので、広域でどうするか話し合っしてほしい。県北のイノシシを減らすには県南で狩猟圧を高めないと流れてくる。指定管理鳥獣捕獲等事業については、捕獲頭数が少な過ぎるので目標値に達するための方策を検討してほしい。

繰り返すが、広域で対策を考えるべきである。

伊澤委員長：今後の参考になる事項と考える。是非検討していただきたい。

木村委員：林業被害の関係についてお話しする。林業被害については、10年程度前から森林所有者から樹木の剥皮被害が報告され、年々増加している。被害が横ばいという話もあるが、山に関して言うと実態としては増えている。被害も面的ではなく点的に出ているため、被害を把握しづらい。また、すぐに生産されるものではないので、被害金額も算出が難しくなっている。実際、素材生産をして収入を得ようとしたときに、木の根元部分の皮を剥がされてしまうため、収入が減っていく。最近も所有者から何とかならないかという相談があり、対策を提案はしているが、コスト面であったり生産者の高齢化であったり問題があり、諦めるという考えに至ってしまう。資料の方にも剥皮対策を行っていくという記載があるが、できるだけ所有者の負担が少なく簡単にできる方法を提案してほしい。また、補助についても検討してほしいというのが団体からの意見である。

伊澤委員長：剥皮被害も深刻なこと理解はしていたが、今後もどういう対策が必要かクマ部会を中心に検討していきたい。ツキノワグマの次期計画について他にないようであれば、協議事項（1）次期各特定鳥獣管理計画策定方針（案）については、了承するということにする。

続いて、協議事項（2）平成27年度各特定鳥獣管理事業実績報告書（案）及び平成28年度各特定鳥獣管理事業実施計画書（案）について事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

伊澤委員長：これについて、意見等はあるか。

早坂委員：親戚が霊屋で寺と保育園を経営しているが、先日そこにクマが出た。おそらく、青葉山から下りてきたと思っている。今年のブナの実りは、皆無と予想されている。今年度の出没状況を考えると、今後、冬に向けてクマが出没してくると思われる。計画では、クマの駆除が中心になっているようだが、駆除だけでは立ちゆかないと思う。例えば、森林自体の整備とか別の方向からの総合的な検討を図られた方がよろしいのではないか。

先ほど、亀山委員から一般ボランティアを募ることを提案されたが、ボランティアではたかがしれている。例えば、森林インストラクターなどの外部団体との連携を図るべきと考える。そういった外部団体との連携を計画されているかどうかお教え願う。

伊澤委員長：それはクマに対するボランティアか。何のためのボランティアか。

早坂委員：クマの出没が多いので森林を整備する方がよいと考える。クマの駆除だけでは立ちゆかなし、そんなに捕獲できるとは思えない。だから、環境整備にも力を入れるべきと考えている。

伊澤委員長：森林の管理について、こういった森林を目指しているのかというご質問かと思う。事務局から回答願う。

事務局：申し訳ないが、この場に森林整備の担当者がいないため、明確な回答はしづらいところであるが、森林と言ってもいろいろな所有者がいて、私有林、国有林、県有林等がある。それぞれの整備をどうするか併せて検討していく必要があるのかと思う。クマに限らず野生動物の場合、昨今、人里と森林とが接近していて出没し、被害が出ているという話も聞く。そういう意味で、緩衝帯を設ける必要があるのではないかとこちらでも考えている。ただ、実際にそれをどのような形で行うのかと考えると、県だけではなく市町村や地域等、そういったところの方と相談しながら考えていかなければいけないと思っている。御意見をいただきながら対策を考えていきたい。森林整備の担当課にもそういった意見があったと伝えたいと思う。

伊澤委員長：他にあるか。

玉手委員：クマの生息環境については、過去15年くらいの宮城県と山形県のクマの出没データを調べている。そこから統計データを出し、こういった地域が生息環境に適しているかマップを作成した。データも論文にしている。マップでは、宮城県と山形県で住みやすいところを青色に、住みにくいところを赤色に染めている。どうやってクマの生息環境を整備していくかという話しであるが、宮城県でクマの生息適地と呼ばれるのは、南奥羽山系しかない。若干、気仙沼地域にも生息適地はあるが、基本的には東北自動車道から西の方で、しかも山間部である。であるから、環境整備を実施するならそこであると思う。ただ、現在問題になっているのは、市街地への出没である。人身被害が出るのではないかと、今年には特に山形県で心配されている。今年の出没パターンはこれまでと全く違って、いわゆる緩衝帯を通過して出てくるようなものではない。いきなり市街地に出てきている。その場合は、どうするかという問題がある。山形県では新庄市の街中に出てきた。

仙台市の平成28年度の事業計画にも書いてあるが、農地や集落に寄せ付けられないための環境整備、例えば未収穫野菜や生ゴミ等の屑を捨てないとか、整備するとか、クリの木を管理するとかある。そういうことも重要とは思いますが、今後、クマが出没したときに現場の調査を行い、どういうルートで出没しているかをきちんと調査すべきである。そうしないと、人身被害に対する地域住民の不安が生じる。であるから、環境整備も重要であるが、むしろ今後は、クマの出没時には現場へ行って状況調査をきちんとやっていただきたい。そうすると再発を防止することもできると考えている。計画とは関係ないかもしれないが、森林整備に対するコメントである。

伊澤委員長：重要な意見と思う。その旨、クマ部会にも伝えることとする。

クマはサルと違って夜間でも移動する。そのため、道路を悠々と渡って来てもわからない。人も気づかないため、朝になったら町の真ん中に居ることになってしまう。このような習性がある。

また、森林の整備についてだが、クマが住めるように森を豊かにする、豊かになればクマは増える。増えたらまた出てくる。これはクマだけでなくすべての動物に言える、そこを一体どうするのか。そのあたりも考慮して、踏み込んだ業務が今後必要になってくると考えている。

協議事項（2）平成27年度各特定鳥獣管理事業実績報告書（案）及び平成28年度各特定鳥獣管理事業実施計画書（案）について、今の意見をすべて踏まえた上で、ご承認いただくことでよろし

いか。では、了承とすることとする。

続いて、協議事項（３）平成２８年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ・ニホンジカ）（案）について事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

伊澤委員長：これについて、意見等はあるか。

二階堂委員：栗原市であるが、イノシシの捕獲について目標を１０頭程度にした根拠があればお教え願う。

事務局：県でやってきたこれまでの個体数調整は栗原市で捕獲されている頭数が平成２７年度において５頭、ずっと一桁台で推移している。高い目標を立てるのも重要であるが、捕る努力をする上で現実的な数字であることも大切かと考え、１０頭としている。

二階堂委員：了。

伊澤委員長：他にあるか。

八嶋委員：先ほども話したので、この事業計画については理解している。こういった捕獲事業は各県で行っていると思うので、福島県での捕獲実績も次回の会議資料として出してほしい。そうすれば、仙南で増えるイノシシの動向が理解しやすい。福島県でも一生懸命捕獲しているのか、あまりにもイノシシが多すぎるので福島県と連携してこういった協議も進めてほしいと思う。

伊澤委員長：この問題は、平成２３年３月１１日の東日本大震災後、放射能の問題でしばらく捕獲できなくなったことにある。だいたい大型野生動物は３年か４年程度経ってから影響が出てくる。クマも今そのような状況にあるかと思う。その点も考慮して検討してほしい。

他にあるか。ないようであれば、協議事項（３）平成２８年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ・ニホンジカ）（案）についても了承とする。

続いて、（４）その他、について委員から何かあるか。

八嶋委員：これまでは、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマについて協議しているが、最近ハクビシンの生息数が増えて、電気柵をくぐって農業被害が出ている。特に、トマトが好物である。ハクビシンについても特定鳥獣管理計画の対象に入っているか伺いたい。

事務局：ハクビシンについて、全国でも農業被害は出ているが、どこの都道府県でもハクビシンに関する計画は出していない。

伊澤委員長：ハクビシンは特定外来生物に指定されていない。アライグマは特定外来生物に指定されているので、どんどん捕獲することができるが。

事務局（農産園芸環境課）：農作物被害においては、鳥獣被害防止計画というのが各市町村で定められている。そこで対象鳥獣にハクビシンを入れてもらえば、国の補助金を使ってハクビシン用の電気柵や駆除の際の役務費が補助される。県内でもハクビシン捕獲で交付金を活用されている市町村がある。農作物被害

については、そういった交付金を活用できる。自然保全の観点については、また対応が別になると思う。

八嶋委員：了。

伊澤委員長：他にあるか。

玉手委員：お知らせになるが、山形大学で毎年、特定鳥獣に関する勉強会を行っている。昨年は福島県でイノシシについて実施した。今年は11月に仙台市の東京エレクトロンホールでニホンジカに関する勉強会を実施する。各県行政の林業担当者に来てもらって、宮城県からも1名依頼するところである。行政関係者中心に勉強会を実施するが、一般にも公開されているものなので興味ある方はご参加下さい。また、改めて別のルートで告知する予定である。

伊澤委員長：他にあるか。以上で、議事は終了とする。円滑な議事の進行にご協力いただき感謝する。

事務局：伊澤委員長、委員の皆様、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の一切を終了いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙の所お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。